

南魚沼市監査委員告示第 1 号

監査結果に基づき講じた措置の公表

平成24年12月7日付け南魚沼市監査委員告示第8号により公表した監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり公表する。

平成25年2月1日

南魚沼市監査委員 河野 和 男

南魚沼市監査委員 腰越 晃

南魚総第 342 号
平成25年1月29日

南魚沼市監査委員 河野 和男 様
南魚沼市監査委員 腰越 晃 様

南魚沼市長 井口 一郎



定期監査及び行政監査結果に関する改善策について（報告）

このことについて、下記の通り改善策を講ずることとしたので報告します。

記

【指摘事項】

- ゆきぐに大和病院における薬品費の支払いを請求書受理後30日以内に支払うよう会計処理に努めること。

【改善策】

- 平成25年3月末日に、1月分及び2月分の薬品費を支払うこととし、以後、請求書受理後30日以内の支払いを順守する。

